

平成 24 年第 4 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 24 年 3 月 19 日（月）午後 1 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■議題

- 議案第 6 号 松阪市給食費検討委員会規則の廃止について
- 議案第 7 号 松阪市学校給食推進委員会規則の制定について
- 議案第 8 号 松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について

■報告事項

- 1 平成 24 年度教育費当初予算について
- 2 松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程の制定について
- 3 平成 24 年度松阪商人の館公金収納事務の委託について
- 4 松阪市原田二郎旧宅条例の制定について
- 5 松阪市部落史編さん委員会委員の委嘱について
- 6 松阪市公民館長（特別職）の委嘱について
- 7 平成 23 年度松阪市障がい児就学支援委員会について
- 8 松阪市遠距離通学費補助金交付要綱の廃止と松阪市遠距離通学支援事業実施要綱の制定について
- 9 平成 24 年度全国学力学習状況調査について
- 10 児童、生徒の問題行動等について

委員長 それでは、議案第 6 号「松阪市給食費検討委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 （説明）

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 物価の変動等あった場合、再度組織するのですか。

事務局 新しく設置する学校給食推進委員会で検討していただきます。

委員長 ほかにありませんか。

委員 （なし）

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

委員 （なし）

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 6 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 （全員挙手）

委員長
委員長
事務局
委員長
委員
事務局
事務局
委員
事務局
委員
委員
事務局
委員長
委員
委員長
委員

挙手全員でございます。よって、議案第6号は可決いたしました。

次に、議案第7号「松阪市学校給食推進委員会規則の制定について」を事務局から説明願います。

(説明)

ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

給食費検討委員会の委員と組織するメンバーが違うのはなぜですか。

給食費検討委員会は、給食費の価格検討が目的で、給食費を徴収している関係の方々を中心に入っていただきました。今回は、給食施設のあり方や食育の推進、アレルギーの対応、幼稚園の給食等運営形態の在り方について検討いただきたいということで決めました。

先ほどの質問にもありましたが、給食費検討委員会と学校給食推進委員会とでは、検討する内容が全く違うようですが、物価の変動等があれば、新たに組織を立ち上げるのですか。

給食費についても学校給食推進委員会でご検討いただきたいと考えています。学校給食は様々な問題をかかえています。一昨年、中学校12校の給食が始まって、松阪市は、全ての小中学校で給食を完全実施できました。実施の形態は、旧市内の小学校は単独調理方式で旧町がセンター方式、旧市内の中学校はベルランチセンターで実施しており、幼稚園は未実施の園もあります。旧町のセンターは老朽化しています。それぞれ新しくしていくことは困難ですから、全体を見渡して整備していかなければなりません。これらを総合的に検討していただきます。ようやく市町の合併後、完全給食ができましたので、今度は全体の課題を整備するための検討をしていただくということです。

組織の中で、栄養教諭は小中学校代表に含まれるのですか。

5項の「その他教育委員会が必要と認める者」に含まれます。

教育委員会が委嘱して推進委員会を立ち上げるということで、教育委員会が統括するということになりますか。そうすると進捗の報告とか、決定権はどうなりますか。

大きなテーマは規則に示してありますが、細部にわたるテーマを決めながら検討していただき、諮問という形で教育委員会から協議をお願いします。それを答申という形にして教育委員会にいただきます。それを基に教育委員会で案を練るということになります。

ほかにありませんか。

(なし)

ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

給食は本当に大事だと思います。給食を切り離して学校教育は考えられない

という講演も聴いたことがあります。全くそうだと思います。是非、細かなことも検討していただきますようお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

委員 (なし)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第7号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第7号は可決いたしました。

委員長 次に、議案第8号「松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 (説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありますか。

委員 (なし)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

委員 (なし)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第8号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第8号は可決いたしました。

議案が終わりましたので、報告事項に入ります。報告事項1から10を事務局より説明願います。

事務局 (報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

【報告事項1】

委員 これは教育委員会の予算ですが、議会で決定されるのですか。いつごろですか。

事務局 3月13日に議会で可決されています。緊急の場合は補正予算で対応します。当初予算で、防災関係は教育とは別予算ですか。

事務局 それぞれ、小学校費、中学校費、幼稚園費で計上しています。防災・防犯対策事業費を設けています。その中で、小学校では津波の緊急避難場所として鵜小学校に屋上フェンス、屋外階段の設置、中学校では三雲中学校に屋上フェンス、幼稚園では教室に飛散防止フィルムを貼ります。安全防災課と連携して安全対策を考えていきます。

委員 教育委員会の直接の管轄ではないけれども、学校運営や教育にかかわる教育関連の予算はありますか。

事務局 ここにあるのは概略ですので詳細を後日お届けします。教育予算は市予算の約10%を占めています。通学路の整備等が該当するかもしれませんが、スポーツ施設、文化施設、公民館等全部教育予算に入っています。

【報告事項7】

委員 「取り下げ」というのはどのような理由ですか
事務局 就学支援委員会への相談は、幼稚園あるいは小学校を通じて行いますが、その説明や理解が不十分である場合があります。例えば、8人までが1クラスになりますが、細かい対応ができるという説明の中で1対1で対応してもらえんと思ってしまうとか、医師と相談の上取り下げることもあります。判定から決定までの期間が長いということも理由の一つです。

【報告事項10】

委員 各月で報告があがっていますが、新規の数ですか。
事務局 そのとおりです。
委員 この時期、コンビニに夜遅くまで中学生がいます。次の進路に向けて、順調に進んでいってほしいと願っています。
事務局 卒業式が終わって、次のステージに進む準備期間と捉えています。例えば、ある私学の高校では多くの宿題が出されていたりします。気が緩む生徒もいますが、短期のボランティアを探す生徒もいます。子どもたちがどのように過ごすのが次のステップの準備段階になるのか各学校とも相談をしながら進めていきます。
委員 卒業式に行きましたが、ひとりずつ夢を語ってくれました。考古学者を目指している子がいました。松阪の文化財や歴史を大切にしていってほしいです。
委員長 ほかにありませんか。
委員 (なし)
委員長 ないようですので、報告事項は承認したいと思います、よろしいでしょうか。
委員 (異議なし)
委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から10は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。
事務局 次回の教育委員会定例会は、4月27日(金)午後4時から教育委員会室でお願いします。
委員長 ほかによろしいでしょうか。それでは、これで第4回松阪市教育委員会定例会を終わります。